

# 新型インフルエンザ等対策業務計画

平成28年 5月12日

公益社団法人 富山県バス協会

## 第1章 総則

1. 計画の目的
2. 基本方針
3. 計画の想定
4. 用語の定義

## 第2章 新型インフルエンザ等対策の実施体制

1. 対策本部の設置
2. 対策本部の構成及び任務
3. 対策本部の解散
4. 関係機関との連携
5. 情報収集及び共有体制

## 第3章 新型インフルエンザ等対策に関する事項

1. 業務内容及び実施方法
2. 人員計画
3. 感染対策の検討及び実施

## 第4章 その他

1. 教育及び訓練の実施
2. 計画の見直し

## 第1章 総則

### 1. 計画の目的

本計画は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下、「特措法」という。）第9条第1項の規定に基づき、公益社団法人富山県バス協会（以下、「当協会」という。）における新型インフルエンザ等対策の実施に資することを目的とする。

### 2. 基本方針

当協会は、新型インフルエンザ等対策の実施にあたって、特措法その他の法令、富山県新型インフルエンザ等対策行動計画（以下、「県行動計画」という。）及び本計画に基づき、利用者の協力を得つつ、国、地方公共団体及び関係事業者等と相互に連携を図りながら、当協会の業務に関する新型インフルエンザ等対策の的確かつ迅速な実施に万全を期するものとする。

### 3. 計画の想定

本計画の想定は、県行動計画に基づく想定とし、次のとおりとする。

- (1) 国民の25%が、流行期間（約8週間）にピークを作りながら順次り患する。り患者は1週間から10日程度り患し、欠勤する。り患した職員の大部分は、一定の欠勤期間後、治癒し（免疫を得て）、職場に復帰する。
- (2) ピーク時（約2週間）に職員が発症して欠勤する割合は、多く見積もって5%程度と考えられるが、職員自身のり患のほか、むしろ家族の世話、看護等（学校、保育施設等の臨時休業や、一部の福祉サービスの縮小、家庭での療養などによる）のため、出勤が困難となる者、不安により出勤しない者がいることを見込み、ピーク時には職員の最大40%が欠勤する。

### 4. 用語の定義

本計画において使用する用語の定義は、次のとおりとする。

#### ・新型インフルエンザ等

感染症法（平成10年法律第114号）第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症及び同条第9項に規定する新感染症（全国的かつ急速なまん延のおそれのあるものに限る。）をいう。

#### ・新型インフルエンザ等対策

特措法第15条第1項の規定により同項に規定する政府対策本部が設置された時から第21条第1項の規定により当該政府対策本部が廃止されるまでの間において、国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が特措法及び感染症法その他の法律の規定により実施する措置をいう。

#### ・新型インフルエンザ等緊急事態措置

特措法第32条第1項の規定により同項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態

宣言がされた時から同条第5項の規定により同項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言がされるまでの間において、国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が特措法の規定により実施する措置をいう。

## 第2章 新型インフルエンザ等対策の実施体制

### 1. 対策本部の設置

- (1) 会長は、新型インフルエンザ等が発生し、富山県新型インフルエンザ等対策本部（以下、「県対策本部」という。）が設置された場合は、新型インフルエンザ等に対する当協会の対応を協議するため、富山県バス協会新型インフルエンザ等対策本部（以下、「対策本部」という。）を設置する。
- (2) 会長は、前項の規定に関わらず、必要があると認める場合は、対策本部を設置することができる。

### 2. 対策本部の構成及び任務

対策本部の構成は本部長、副本部長及び本部員とし、その任務は次のとおりとする。

- (1) 対策本部長は、会長とし、対策本部を総括する。
- (2) 副本部長は、副会長とし、対策本部長を補佐する。また、対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
- (3) 本部員は専務理事とし、対策本部における決定事項を実施し、その状況等を対策本部に報告する。
- (4) 対策本部の事務局は当協会事務所に設置し、対策本部の運営を統括する。

### 3. 対策本部の解散

- (1) 対策本部長は、県対策本部が廃止された場合には、対策本部を解散する。
- (2) 対策本部長は、1.(2)の規定に基づき対策本部を設置した場合であって、対策本部で協議する必要がないと判断した時は、対策本部を解散する。

### 4. 関係機関との連携

当協会は、平時から新型インフルエンザ等対策に関する業務（以下「新型インフルエンザ等対策業務」という。）を実施するうえで不可欠となる関係事業者等と発生時における連携等について協議する。

### 5. 情報収集及び共有体制

当協会は、平時から国内外の新型インフルエンザ等に変異する恐れがある感染症の対応状況や医療体制等に関する情報について、国、地方公共団体等から情報を入手する体制を整備し、発生時には、その情報を早急に職員及び会員事業者等に周知する体制を確保する。

### 第3章 新型インフルエンザ等対策に関する事項

#### 1. 業務内容及び実施方法

当協会は、第1章 3の想定を踏まえ、新型インフルエンザ等対策業務として、旅客の運送を適切に実施するための必要な措置を適切に実施する。

#### 2. 人員計画

当協会は、あらかじめ定める人員計画により新型インフルエンザ等対策業務を適切に実施する。

#### 3. 感染対策の検討及び実施

当協会は職員及び会員事業者等に対しマスク着用等咳エチケットの徹底を実施するなど、感染対策に努める。

### 第4章 その他

#### 1. 教育及び訓練の実施

- (1) 当協会は、平時から正しい知識を習得し、職員及び会員事業者への周知に努め、的確な新型インフルエンザ等対策業務の実施が可能となるように訓練の実施に努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する新型インフルエンザ等対策業務についての訓練へ参加するように努めるものとする。
- (2) 新型インフルエンザ等対策とその他訓練について共通の措置がある場合には、必要に応じて新型インフルエンザ等対策業務についての訓練とその他訓練とを有機的に連携させるように配慮するものとする。

#### 2. 計画の見直し

- (1) 当協会は、適時、本計画の内容につき検討を加え、必要があると認める場合には変更するものとし、変更を行った場合は、軽微な変更である場合を除き、富山県知事に報告し、その要旨の公表を行う。
- (2) 前項の計画の変更に当たり、必要があると認める場合は、本計画の下で業務に従事する者等の意見を聴く機会を確保するほか広く関係者の意見を求めるよう努めるものとする。